

## 施設サービス利用料金のご案内

## 【入所利用サービス】

介護保険法に基づいた介護保険給付による一部負担費用と、食事・居住費の合計額をご利用に応じてご負担いただきます。

介護区分		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス費 2割 ※ (1日の基本利用料金)		¥1,576	¥1,672	¥1,796	¥1,898	¥2,006
主な 利用 加算 費 (1日)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	¥68	厚生労働省が定める一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有する場合			
	①介護職員処遇改善加算 I	※	所定単位数 (基本サービス+加算) × (①3.9%+②0.8%)			
	②ベースアップ等支援加算 *下記・裏面のその他の加算により金額が異なります					
	認知症ケア加算	¥152	厚生労働省の定める認知症専門施設としての基準を満たしている場合			
	サービス提供体制強化加算 II	¥36	介護職員の内 60%以上の介護福祉士を配置している場合			
	夜勤職員配置加算	¥48	厚生労働省が定める夜間勤務職員数の配置をしている場合			
	その他の 加算	状況に応じて別途請求 (裏面:その他の加算参照)				
	食事費用	¥1,560	内訳 : 朝食 ¥400 昼食 ¥580 夕食 ¥580			
居住費	¥400	内容 : 水道光熱費等の費用				
下記金額に含まれる処遇改善加算の料金 ※	¥88	¥93	¥99	¥103	¥109	
1日の料金 (目安)	¥3,928	¥4,029	¥4,159	¥4,265	¥4,379	
月額料金 (目安:30日)	¥117,840	¥120,870	¥124,770	¥127,950	¥131,370	

入所開始から30日間は初期加算として¥60/日の料金が加算されます(右記参照)

¥119,640

¥122,670

¥126,570

¥129,750

¥133,170

# その他の加算

加算種類 及び 内容	料 金	加算種類 及び 内容	料 金	
<b>初期加算</b>	¥60/日	<b>療養食加算 (1食)</b>	¥12/回	
入所後 <b>30日を限度</b> に加算(一定期間の施設利用が無い場合)		医師の指示により、入所者の年齢・心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合		
① 外泊時費用	¥724/回	<b>試行的退所時指導加算</b>	¥800/月	
② 外泊時費用 (在宅サービス利用)	¥1600/回			
① 外泊に伴う費用 ② 退所が見込まれる入所者に対し、試行的に在宅サービス提供を目的とした外泊を行う場合		試行的な退所時に入所者・家族の方に退所後の療養指導を行った場合 【月1回を限度/最初に行った日から3ヶ月間に限る】		
<b>安全対策体制</b>	¥40/回	<b>退所時情報提供加算</b>	¥1000/回	
資格者の配置及び安全対策体制による設備が整っていること(1人1回を限度)		退所後の主治医に対し、診療状況などの情報を提供した場合【利用者 <b>1名</b> に対し <b>1回</b> を限度】		
<b>入所前後 訪問指導加算 (I)</b>	¥900/回	<b>入退所前 連携加算</b>	(I) ¥1200/回	
			(II) ¥800/回	
入所予定者の入所予定日前30日～入所後7日の間に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定を行った場合【入所中/ <b>1回</b> を限度】		(I) 退所後に利用するサービスを介護支援事業者方針を策定した場合 (II) 退所前に情報提供と退所後の居宅サービス等の調整を行った場合【利用者 <b>1名</b> に対し <b>1回</b> を限度】		
<b>認知症行動・心理症状緊急対応加算</b>	¥400/日	<b>経口維持加算 (I)</b>	¥800/月	
認知症行動・心理症状が認められ、施設の緊急利用が必要と医師が判断した場合【入所から <b>7日</b> を限度】		摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる際に、医師より食事摂取のための特別管理指示の下、栄養管理を行った場合		
<b>短期集中リハビリテーション実施加算</b>	¥480/日	<b>排せつ支援加算 (I)</b>	¥20/月	
入所日から、3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合		排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施した場合		
<b>認知症短期集中リハビリテーション実施加算</b>	¥480/日	<b>褥瘡マネジメント加算 (I)</b>	¥6/月	
入所日から3月以内1週3日を限度として、集中的なリハビリテーションを行った場合【 <b>1週間/3回</b> を限度】		褥瘡ケア計画に基づいて、入所者ごとに褥瘡に対する管理を実施(3ヶ月に1回以上の評価を行う)		
<b>リハビリマネージメント計画書情報加算</b>	¥66/月	<b>自立支援促進加算</b>	¥600/月	
医師及び各職種と共同で、リハビリテーション実施計画を策定し、継続的なリハビリの管理を行う場合 要:ご利用者・家族への説明と同意		医学的評価の下、継続的に入所者の自立支援を行った場合【6ヶ月に1回 医師が評価/3ヶ月に1回 支援計画書の見直しが必要】		
<b>口腔衛生管理加算</b>	(I)	¥180/月	<b>訪問看護 指示加算</b>	¥600/月
	(II)	¥220/月		
(I)口腔衛生の管理 [月2回 歯科衛生士による口腔ケア] (II) Iに加え、厚労省へのデータ提示と(厚労省からの)指示・指導の活用 ※歯科医師又は歯科衛生士による指導/年2回以上)		居宅への試行的退所に際し、退所後の療養上の指導を行った場合【医師のよる <b>訪問看護指示書</b> を作成した場合/ <b>1名</b> に対し <b>1回</b> を限度】		
<b>所定疾患施設療養費</b>	(I)	¥478/日	<b>緊急時治療管理加算</b>	¥1036/回
	(II)	¥960/日		
(I)肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎治療の算定【月1回 <b>7日間</b> を限度】 (II)治療による投薬・検査・注射・処置等が行われた場合【月1回 <b>10日間</b> を限度】		病状が重篤となり、投薬・注射・処置を医師が行った場合【月に <b>1回/連続する3日</b> を限度】		
<b>科学的介護推進体制加算</b>	(I)	¥80/月	<b>ターミナルケア加算</b>	¥160
	(II)	¥120/月		¥320
利用者ごとの ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症状況等の心身の状況等を厚労省に提出、厚労省からの情報を活用しサービス向上を図る (II) Iに加え、疾病状況/薬剤情報の提出と譲歩活用		医師により回復の見込みがないと診断され、計画作成のもと、ターミナルケア対応を行った場合 (差異: 対応期間・内容による)		
		¥1,640		
		¥3,300		

## その他費用

<b>洗濯費用</b> (業者委託)	¥3,300/1ヶ月	<b>理美容代</b>	【男性】 丸刈り ¥1,000 カット ¥1,500
	退所時ネット手数料/¥660		【女性】 カット ¥1,500